第4期第8回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成30年11月26日(月)午前9時30分から11時
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 髙橋委員、金杉委員、森山委員、的野委員、市川委員、 田中委員、北川委員、松本委員、鈴木委員、栗原委員、 伊東委員、林委員、村塚委員、古畑委員、増坪委員、 蔵方委員、菊池委員、石野委員、出口委員、藤巻委員 (以上 20 名)

※欠席 松澤委員、安部井委員

- 4 傍聴者 1名
- 5 配付資料
 - ① 資料1 障害者虐待への対応状況について
 - ② 資料2 練馬区における地域生活支援拠点等の整備の推進について
 - ③ 資料3 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会専門部会 権利擁護部会(報告・協議)
 - ④ 資料4 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題 について
 - ⑤ 参考1 練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画 進捗状況の報告 について

○会長

もう来週になりますと師走で、ますますお忙しい時期ではございますが、 ご出席いただきありがとうございます。

こちらにあるのはUDトークという変換機能のいいアプリで、オリンピック・パラリンピックもあって、こういったものを普及しようという機運がございます。ご承知のように、字幕放送は今やテレビでは普通になり、今ご紹介したUDトークもバリアフリーの一つかと思っております。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、前回の協議会で報告できなかった案件がありますので、その案件から始めていきたいと思います。

次第2の(1)、平成29年度障害者虐待への対応状況について、資料1が 出ておりますので、説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

資料1の説明

○事務局

本日所用によりご欠席の委員より、事前に報告事項3件につきまして、ご 意見等をいただいておりますので、お伝えいたします。

本件、障害者虐待につきましては、5点のご意見をいただいております。 まず1点目ですが、休日・夜間の業務委託先と資格要件を教えてください。 また、休日・夜間の扱いについて、区民に知らせているのか教えてください というものです。

委託先は、ALSOK安心ケアサポート株式会社で、プロポーザル方式で 選定された事業者です。従事者につきましては、障害者介護等に専門性のあ る者を配置するように仕様書で定めており、当委託業者は看護資格を持った 者を従事させております。休日・夜間の取扱いはホームページ等で周知して おります。

2点目でございます。学校、保育所、医療機関については、練馬区虐待防 止センターの受付の対象外とありますが、これは区民に知らせているのでし ょうかというものです。

こちらについてですが、対象外の虐待であっても、一旦、虐待防止センターで聞き取りを行い、適切な機関につないでおります。このため、対象外のものについて、特段周知をすることは行っておりません。

3点目でございます。対応実績について、障害者別で精神障害者 13 件で約50%を占めるが、その対策は検討していただいているのでしょうか、また、施設従事者からの虐待が主なものと考えられるのでないでしょうかというものです。

施設従事者による障害者虐待防止につきましては、精神障害に限らず事業 者向けの研修や事業者訪問による虐待防止対策の状況確認などにより取り組 んでいるところです。

4点目でございます。平成29年度の対応状況の項目で、家族分離等の方針で対応したものと障害者施設等へ改善のための指導・助言を行ったものとで合計8件とあります。通報・届出の27件のうち、残りの件数はどのような扱いとなっているのでしょうか。また、27件のフォロー状況は把握しているのでしょうかというものです。

通報・届出で挙げた件数につきましては、養護者・施設への苦情、行き違いなどにより、虐待と判断できないものなども多く含んでおります。通報を受けて事実確認を行った後、虐待と判断されない場合については、管轄の福祉事務所、保健相談所のケースワーカー等で相談支援を行っております。被虐待者の支援も福祉事務所、保健相談所において行っております。

最後に5点目でございます。他の区市町村からの転入者の虐待案件はある のでしょうかというものです。また、その受入れはどのようなものでしょう か、その後のフォローはどのようになっているのでしょうかというものです。

転入者の有無につきましては、お答えのほうは控えさせていただきたいと思います。また、受入れに際しては、新旧の援護の実施機関が必要な情報交換等を行っており、適切に引き継ぐことができるようにしているところです。

障害者虐待について、いただいたご意見は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

この件につきまして、委員の皆さまからご質問やご意見等はございますか。

○委員

委託している業者は民間の会社かと思いますが、業者を選ぶに当たって、 どのような条件あるいは内容で選択したのかという点をお聞かせいただきた いです。

なぜこういうことを聞くかというと、例えば、福祉タクシー券などで入札があるかと思います。もちろん安いところに区は委託すると思いますが、それがなかなか不十分で私たちが困っているという事実が過去にありましたので、お聞きしました。

○障害者施策推進課長

虐待防止センターについては、プロポーザル方式と先ほどお話をさせていただきました。福祉タクシー券のような入札とは違う方式でございます。いくつかの事業者に、仕様書にある事業についてどのように実施するのかという提案を受けて選定していくというのがこの方式になります。

このALSOK安心ケアサポート株式会社については、これまでの実績も ございますが、夜間対応や専門的な対応、緊急的な対応について大きく提案 されており、また、対応もしていたことから、選定したものでございます。

○委員

今のことに関連してですが、緊急的な対応について、区はどういうふうに関わり合うのでしょうか。つまり、緊急な出動があって、その件を翌日などに区が確認するということでしょうか。

○障害者施策推進課長

24 時間の電話対応をしておりますので、まずそこで内容を聞き取ります。 緊急な状態にもよりますが、当日直ちに対応しなければならないものについ ては、例えば、私のところに連絡が来るようになっておりますし、状況によ っては警察や病院への手配も含めて対応していただけることになっておりま す。

○会長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

二つございます。資料にある支援方針検討委員会のメンバーはどういった人たちなのかというのが一つ目。二つ目が、虐待通報があったときだけの対応にはならないかと思いますので、その後どのような経過で進んでいるのかということも非常に大事で、援護の実施機関がどこなのかということをお聞きしたいと思います。

○障害者施策推進課長

援護の実施機関ですが、練馬区の場合は人口が多いこともあり、郵便番号で4か所に分かれている総合福祉事務所に、身体障害の担当、それから知的障害の担当がおります。管轄の福祉事務所が援護の実施機関になります。直接の相談や具体的な援護、例えば、施設入所している方をどのように支援していくのかといったことも含めて、総合福祉事務所とやり取りをしていく形

になります。

支援方針検討委員会の委員の構成についてですが、虐待防止に関わっている私が委員長になりまして、そのほか高齢部局の課長などを含めた構成になっております。

○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

次の議題に移りたいと思いますが、虐待というのは、やはり区民が理解していただくということが大事かと思います。その意味で、通報窓口がどこかも含めて知っていただくというのが大事なことでございます。

また、何といいますか、理解が進んでいくと虐待の件数が増えていく、つまり、認識が広まっていくということもあるかと思います。増えるということは具合の悪いことだと認識しますが、むしろ、そういうことではなくて、認識が広まることで、やはり権利を守るという側面も出てくるかと思います。とりわけ最近は労働環境が非常に難しくなっている施設も増えており、そうすると、虐待につながるケースがあるというように世間では言われておりますが、そういうことも含めて理解を得て、環境整備をしていくことが重要かと思います。それから、8050問題とか、閉鎖的な状況の中でいろいろなことが起こり、それをどのように見守っていくのか、そのあたりは障害・高齢を問わず共通の問題かと思いますので、これからも取組をご報告いただきながら進めていただくとよいかと思います。

それでは、次第2の(2)、練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画の進捗状況について、参考資料が出ていますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

参考1の説明

○事務局

本日ご欠席の委員より、こちらに関しましては、2点ご意見を頂戴しておりますので、お伝えいたします。

まず、1 点目でございます。障害者雇用促進法に基づく法定雇用率について、平成30年6月1日現在で2.32%とプレスリリースされておりますが、その後、どのようになっているのか教えていただきたいというものです。

障害者の法定雇用率につきましては、平成30年4月1日から引き上げとなっております。国および地方公共団体については2.5%となっております。 練馬区におきましては、平成30年6月1日現在で2.32%となっており、今後、特別区人事委員会での採用試験の結果等も踏まえながら、雇用率達成に向け努力をしていきたいと考えております。なお、障害別の採用状況につきましては、公表しておりません。

それから2点目でございます。福祉的就労に含まれる就労継続支援B型の工賃水準は東京都平均を下回っていますが、その後の対策で水準は上がっているのでしょうかというものです。

練馬区におきましては、工賃向上を図るために練馬区障害者就労支援セン

ターを中心として、関係機関によるネットワーク会議を開催し、事業所における工賃向上の取組事例を共有するとともに、共同受注窓口を同センターに設置し、受注の促進を図っているところでございます。また、工賃増額を図るための施設整備等に対する助成金の支給や、自主生産品販売による売上向上を図るため、アトリウムや我夢舎楽において販売の機会を設けているところです。ご意見につきましての説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。この件につきまして、何か質問やご意見がございましたらお受けいたします。どうぞ。

○委員

現在、練馬区の雇用率が 2.32%で、今後もっと増やしていきたいというお話があったと思いますが、具体的にはどのような方法でやっていくのか教えていただければと思います。

○障害者施策推進課長

特別区職員の採用については、特別区人事委員会で行っておりますので、 そちらを活用してという形になります。練馬区につきましては、非常勤では ありますが、協力員という制度もございますので、それらも活用しながらと 考えております。また、今現在、ご希望の方というのも含めて、就労移行支 援の事業所等とも連携を図りたいと考えております。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。 ほかにご質問はございますか。どうぞ。

○委員

就職するに当たって採用試験があると思いますが、やはり、成績主義というようなことを東京都も言っております。それで、私どもは、知的障害者にとっての職能試験をつくっていただきたいと言っているところですが、練馬区も、一般の試験ではなくて、障害特性に応じた職能試験などを考えているのかお聞きしたいと思います。なかなか合理的配慮がなされていても、試験に合格することは、教養試験などもあり難しいものでございます。

○障害者施策推進課長

東京都、国についても統一試験となっております。私どもとしては、やはり、障害特性に応じた試験があるだろうと考えており、その部分では人事当局ともお話をさせていただき、本人に適した試験、採用方法を考えていかなければならないと議論をしているところでございます。

先ほど申し上げましたが、就労移行支援事業所等を通じてというのは、そういうところも含んでおります。ご本人の特性に合ったもの、また、仕事内容も含めて、就労移行支援事業所とも話をしながら、本人に適した就労というものを考えているところでございます。

○会長

ありがとうございます。

国のほうでいろいろ報道されておりますが、やはり入口のところの整備は一層努力していただかないと、法定雇用率のクリアには結びつかないのかと思います。入口のところに関わる支援のあり方は、いつも議論になるかと思います。それを区の計画にどういう形で反映させるかという、そのような課題があるように思いました。

続いて、次第2の(3)、練馬区における地域生活支援拠点等の整備の推進について、資料2をお手元にお配りしております。このテーマは何回も資料が出て、ご説明ご議論をいただいたところでございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局

資料2の説明

○事務局

本件につきまして、ご欠席の委員より1点ご意見をいただいておりますので、お伝えいたします。

地域生活支援拠点については、社会保障審議会での方向づけで、第五期障害福祉計画に係る国の基本指針の中で挙げられた5項目のうちの一つになっております。他の4点、施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備といった取組はどこで取り上げているのか教えていただきたいというものです。

地域生活支援拠点以外の国の基本指針に挙げられている項目につきましては、平成30年3月に策定いたしました第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の中で目標として掲げております。こちらの計画の進捗状況につきましては、今後も自立支援協議会の中で報告していきたいと考えております。いただいたご意見は、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

これからの大事な鍵になる政策で、多様な障害要件に対して的確に対応できる体制をどうつくっていくのか、これは大きな課題かと思います。

ご質問ご意見等はございますか。どうぞ。

○委員

よろしくお願いします。6ページの多機能拠点型地域生活支援拠点を北町2丁目につくるというグループホームの件ですが、以前示された整備計画の中では、そろそろ事業者の選定が決まっている時期かと思います。募集と言われてから、かなり時間が立っているような気がしまして、実際の応募状況はどうなっているのでしょうか。

32年度中の開設予定と言っておりますが、32年度も含めればまだあるのかもしれませんけれども、30年度がもうすぐ終わる時期でまだ選定されていなければ、かなりタイトなスケジュールで現実的には難しいのではと想像してしまうのですが。

○事務局

北町2丁目の整備につきましては、昨年度、平成30年1月に一度募集をさせていただきましたが、残念ながらそのときは事業者の手が挙がらなかったということがございます。8月に再募集をかけておりまして、今、選定の作業を進めているものでございます。本年度中には、東京都とも調整して、事業者を決めたいと考えております。

決まった後は、補助協議を踏まえて進めていきますので、大体1年半ぐらいで整備ができるだろうと考えており、練馬区としては32年度中に整備をしていただきたいということで、選定した事業者には伝えてまいりたいと考えております。

今回の応募につきましては、事業者から手が挙がっておりますので、その 事業者の中で選定を進めさせていただいております。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、お手が挙がっております。

○委員

13ページのコーディネート機能についてです。体験の機会の場ということで、以前よりどのようにしていくのかとお尋ねしたときに、空いているグループホームで体験してもらい、そこがよければそこに入寮という形になるといったご回答だったと思います。空き状況があったら体験ができるというような内容になるのかと思います。体験の場というのは、グループホームに限らず、サテライト型の活用など、柔軟な整備方法で一人暮らしやグループホームの体験ができるように連携していただきたいと思います。バリエーションがあることで一人暮らしが可能になる人もいますので、そこを含めた検討をしていただければと思います。また、体験の場と緊急時の対応というところで、短期入所なども出てこようかと思いますが、緊急時に短期入所の空き情報を共有できるような仕組みをつくっていただきたいと思います。こういったことがコーディネートする人に伝わって、空き状況などの情報が速やかに把握できるのではないかなと思っております。

○会長

大事なご提案でございます。いかがでしょうか。

○事務局

バリエーションの充実ということで、サテライト型のグループホームでの体験というのも、一人暮らしを目指すためには重要であると考えておりますので、実施可能かどうか事業所と連携をしていく中で検討してまいりたいと考えております。

また、今回、北町2丁目の整備における体験の機会の場ということでは、 グループホームとか短期入所といった限定はしておりません。障害がある方 で体験をしたことがない方もいらっしゃいます。ショートステイからまず始 めてみようという方も当然ニーズとしてはあるかと思いますので、柔軟な形 で体験の機会の場を設定できるよう検討を進めていきたいと考えております。 それから、情報提供になりますが、拠点に係る関係者間の会議の中でも、ショートステイの空き状況については情報共有する必要があるだろうということで、その仕組みについて継続的に検討しているところでございます。広く公開するということにはならないかとは思いますが、少なくとも関係者の中で情報共有を図ることができ、スムーズな受入れが可能な体制を組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。では、次の方どうぞ。

○副会長

多機能拠点型地域生活支援拠点の北町2丁目のことですけれども、東京都 が設置して運営するということだとすると、東京都としてどのような計画に なっているのでしょうか。各区に一つずつ設置するとか、とりあえずいくつ かつくるとかでしょうか。

○事務局

今回の整備につきましては、東京都が土地を事業者に貸し付けて行うということなので、あくまで民設民営の事業になります。ですので、東京都立としての整備ではないということです。地域生活支援拠点の整備につきましては、面的整備型と多機能拠点型の整備という両方、または、それらが連携した機能ということで、整備の仕方は各自治体に任されています。各障害福祉圏域の中に少なくとも一つは整備するように、今回、国の計画、東京都の計画に載っています。障害福祉圏域の中で、面的整備であれ、どういう形であれ、整備をすることとなっております。以上でございます。

○会長

私は、東京都の障害者施策推進協議会の会長もさせていただいておりますが、基本的な考え方としては、区市町村に実質的なサービス提供業務を委ねるというものです。東京都がいろいろな形で管理をしている入所施設があり、これも地域支援型機能を持たせるような形でマイナーチェンジはしていきたいと計画に書き込まれておりますが、基本的には区市町村の仕事として位置づけるようになっています。いろいろな形で東京都独自の仕組みとかそういうことも含めて支援の措置は考えますが、きめ細かな地域のニーズは、基礎自治体としての区市町村にお願いするというのが基本で、障害福祉や介護保険の法令もそうですし、いろいろな領域でそのようになりつつあります。医療でさえ、在宅医療ということになりますと、区市町村の仕事になりますから、そういうことを含めて、これはたまたま都営団地の建て替えがあり、都有地を提供していただくということかと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。委員から手が挙がっております。どうぞ。 〇委員

以前聞いたかもしれませんが、再度確認です。緊急時における受入れとして、視覚障害者等ももちろん入っていると思いますが、その確認です。今、 視覚障害者の中で認知症と合わさるという方も結構いらっしゃいますので、 そのことを聞きたいなというのが1点。それと、練馬区内におけるグループ ホームの計画や、実際の場合に視覚障害者あるいは聴覚障害者がそこに入っ てもいいのか教えてください。

○事務局

緊急時の受入れ対応につきましては、視覚障害のある方でも受入れは可能 でございます。

○障害者施策推進課長

グループホームにつきましては、現在のところ、知的障害者の方や精神障害の方を主な対象としたグループホームが多数ございます。身体障害者が主な対象となったグループホームは、区内にはありません。視覚障害の方や聴覚障害の方については、平成28年度に実施した「障害者の住まい方に関する調査」においても、グループホームというよりも一人暮らしがしたいという声が多いということが分かりました。

今後につきましては、それぞれの障害特性に合わせたものがなかなかできにくい中で、聴覚障害、視覚障害の方々の住まいの確保をどのようにしていくのかも含めて検討していきたいと考えております。先ほどありました、例えば認知症になりますと、高齢の施策で活用できるものも含めてどのようなところに住むのがいいのか、トータル的に検討してまいりたいと思っております。

○委員

先ほどの委員の質問にもありましたが、聴覚障害者の現状についても、高齢の話があります。実際にグループホームや介護予防施設に入所したり、あるいは関わる方々がいらっしゃいます。ただ、やはり面白くないようです。いくら専門性といっても、障害の専門、身体障害の専門ではないのです。介護の専門だとは思いますが、障害に対する専門性というのは、なかなか職員の方にはないと聞いています。ですから、入っても一人ぼっちだとか、そういう現状なのです。

やはり、新しい考え方を入れていかないと、聴覚障害者にも視覚障害者にも対応できていかない、進んでいかないという考え方もあるのではないかと 私は思います。

○障害者施策推進課長

今のお話のように、それぞれの障害特性に応じた住まいの確保というところも含めて考えていかなければならないと思っております。集団の中で住むという形もありますし、一人暮らしがお好みという方々もいらっしゃいます。地域で暮らし続けるために何が必要かということをトータル的に考える必要があると思っております。

実際に、特別養護老人ホームであるとか入所施設にお住まいの方もいらっしゃいますので、その方々がそこでどういう暮らしをお望みなのか、どういう暮らしが必要なのかということをしっかりと検討していきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。 今、そちらで手が挙がりました。よろしくお願いします。

○委員

ちょっと話は変わるのですが、よろしいですか。地域生活支援拠点のコーディネート機能のところですが、短期入所を利用しながら緊急時に対応する、また、短期入所の空き情報を共有してうまく活用できないかと、そういう話があったと思います。実際に短期入所を利用している立場からしますと、あくまで、これは障害者総合支援法のサービスとして利用していますので、サービスの前には必ずそれぞれの事業所と契約をするわけです。契約して初めて利用ができるという仕組みの中で、ここにコーディネート機能を盛り込む場合には、実際には契約なしでも使えるというような、そういったハードルの部分を区のほうでどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○障害者施策推進課長

短期入所の件ですが、緊急時の対応については、本来であれば契約や事前の面接といったことがあります。ただ、緊急時ですので、直接事業所のほうに利用者の方と一緒に行き、その場でそういうことも含めてやらせていただいております。ですので、必ず事前に登録しなければならないといったことについては、緊急時の場合は省かせていただき、後で特例介護給付という形での請求対応をさせていただいておりますので、同様にしていきたいと考えております。

ただ、準備として、登録はしておくほうがよろしいので、年齢であるとか、 必要な状況にあるような方々には、例えば大泉つつじ荘やしらゆり荘だけで も、積極的に登録をしてほしいと考えております。

事業者のほうは、初めて急に来た方をお預かりするというのは、相応のリスクがあります。他の利用者の対応もある中で、どういう方か分からない、何が必要か分からないというところでお受けすることになりますが、ご本人ともよく話をし、そういう形での緊急対応はしたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。地域生活支援拠点という概念は非常に幅の広い概念であります。緊急時というか、これからはやはり地震といった非常時の対応、それから個々にいろいろな課題、医療的対応も含めたそういう話と日常生活支援というレベルといろいろな層がございます。ただ、24 時間対応というのがこれから非常に大事だろうということで、そのためにはグループホームなどの24 時間機能を持ったものを、どう24 時間対応の体制とセットにするのか、そういった工夫が必要かと思います。

それから財源についても、いわゆる報酬上評価されるものとされにくいものがあるようですので、そういったことも含めてこれから整備を進めていただかなければなりませんが、既に機能している地域生活支援センターとの連携も含めて展開していくというように理解しておりますので、引き続き協議

を続けていただきたいと思います。30年4月以降、今年度の取組とやや長期的な展望で取り上げた拠点は、都有地の活用が可能となっているようですので、それを有効に機能発揮できるよう、ここでも議論しながらブラッシュアップして完成度の高いものとしての構想づくりを区のほうにお願いをしていきたいと思います。ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○委員

今、会長がおっしゃったように、やはり障害も多様で、うちの会も高齢化に伴い医療にかかる人が多くなりました。練馬区内のグループホームについては、どの程度まで医療というものを考えているのでしょうか。最低限この医療については、グループホーム、短期入所でも受けていこうと考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

また、うちの会の子たちも車いすが多いのですが、車いすも多様化して、かなり大きくなっています。そうすると、グループホームを改築するにしても、物理的になかなか大変なのかと思います。何年か前の車いすを想像すると、これからのグループホームの立地条件や体験の場、入所についても、やはりハードルが高くなっていくのかと思います。車いすの多様化や高齢、医療も含めて、今後の計画の中でご検討いただきたいと思います。

○事務局

グループホームにおける医療的ケアの方の受入れについては、事業者間でも様々な考えがあろうかと思いますので、一概に全ての事業所で受入れるという話にはなりにくいかと思っております。医療的ケアの方の受入れであれば、今、区内に1か所ございます。

それから、今、車いすが大型化しているという話です。北町2丁目の整備につきましては、児童福祉施設に相当する建物の整備をお願いしておりますので、当然バリアフリー対応にもなり、もし整備がされた際には、車いすの方も入居できるかと考えております。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ちょっと時間が押しておりまして、まだ大事な協議事項まで入っておりませんので、報告事項に対する質疑はこれで打ち切らせていただきたいと思います。

続きまして、次第3の(1)、権利擁護部会からの報告・協議が出ております。専門部会での協議事項について全体会でも議論をし、協議を深めていただきたいということで、資料3が出されております。これについて説明をお願いします。

事務局

資料3の説明

○会長

ありがとうございました。権利擁護部会でご協議をいただいたものの報告がございましたが、部会にご参画の委員の皆さまから補足などはございますか。委員の皆さまからのご意見ご質問があればお願いします。

では、一つ私から質問させていただいてもよろしいでしょうか。障害者の 方々の地域福祉権利擁護事業や日常生活支援事業の利用状況と、成年後見制 度について区長申し立てなど、何と言いますか、権利擁護機関は練馬区では どのようにつくって運用しておられるのでしょうか。例えば、法人後見を行っている組織、東京であれば多摩後見センターなどのように自治体が連合で つくっているようなものもあるのですが、練馬区の場合はどのようになって いるのか、議論する上での前提かと思いますので、簡単で結構ですので、教 えていただければと思います。

○福祉部管理課長

成年後見につきましては、私どものほうで所管しておりますのでお答えさせていただきます。

練馬区におきましては、社会福祉協議会に地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援についてお願いしております。法人後見につきましては、今、準備を進めているところですので、32年度からは社会福祉協議会のほうでも法人後見を実施したいと考えております。区長申し立てにつきましては、高齢者であったり障害者であったりそれぞれ行っておりますが、利用が促進するようにということで、区として助成金なども活用していただけるよう、周知を進めているところでございます。

○会長

もう一つ、成年後見制度利用促進法ができて、利用促進計画をつくらなければならないのは、都道府県は当然ですが、これは区もつくるのでしょうか。

○福祉部管理課長

これにつきましては、努力義務ということになっておりますが、区としては32年度には計画をスタートさせたいと考えており、ただ今、準備を進めているところでございます。

○会長

ありがとうございます。前提的なことでございますので質問させていただきました。

これは非常に重要なテーマで、選択を支援するといいますか、生活を自分で選び取り、それを遂行していくことを支援する、それからアドボカシーという英語をよく専門の学者は使うのですが、その人の権利を守る役割が専門職の大変大事な役割であると思います。その場合に、障害の場合は決定的に高齢者とは状況が違いますので、行動障害や医療的ケアなど専門性を持つヘルパーと同時に、いわゆる相談支援だけではない権利擁護の支援という人材を、区の中でどのくらい確保できるかなども含めて、議論を充実させていかなければならないと思っております。その方向性について、時間があまりございませんので、これから議論を積み重ねるという前提として、方向づけの議論をぜひいただけたらと思います。

地域生活支援拠点の話が出ておりましたが、親亡き後の問題という議論がずっと言われ続けていたにもかかわらず、なかなか有効な仕組みづくりがで

きていなかったという感じがして、権利擁護というのはその上での非常に基礎にあるものかと思います。最近世の中が悪くなったという側面で言えば、障害をお持ちの方が搾取の対象になっている、認知症の高齢者と同じぐらいよくあることでもございますので、ぜひ、地域できめ細かな問題発見の仕組みから権利擁護まできちんとつくらなければいけないと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

○委員

私ごとですが、私は 15 年前から重い障害の息子の親族後見を続けております。成年後見制度は、もともとは高齢の認知症の方が、その一生をかけて働いて築いてきた財産を守るというところから始まって、それをそのまま障害者にあてはめたというイメージが私にはあります。ですから、障害者と高齢者の後見では、事情が違うと感じております。

近年、成年後見人が被後見人の財産を悪用した例が時々報道されますが、それは氷山の一角なのだそうです。そのために後見のやり方も、裁判所の後見センターから厳しく見守られております。ちょっとした書類の不備でも、後見監督人を付けますよ、と言われる状態です。専門職後見人も後見監督人もすべて有料です。そうすると、障害者年金と手当という程度の収入しかない障害の重い人が、その中から支払うことはかなり厳しいことになります。しかも、高齢の方の後見はある程度期間が限られますが、私どもの例のような場合は、子どもが20代の時から70,80歳まで、60年余りずっと支払い続けることになります。この点からも、高齢の制度をそのまま障害の人にあてはめるのには無理があるのではないかと思っております。

私もいずれは専門職の方にお願いするなり、兄弟に頼むなどしなければなりませんが、残りの人生と実際に支払いをしていく金額とを勘定しながらその時期を模索しているのが今の状況です。ですから、社会福祉協議会で進めている社会貢献型後見人に大変期待しております。その社会貢献型後見人の研修のお知らせを目にすることがありますが、どのくらい参加者がいて実際に受任しているのか、専門職後見人と遜色ないことをしてくださるのか、そういった情報を知ることがなかなかできません。そのあたりも含めて考えていっていただきたいと思っております。すみません、長くなりました。

会長

ありがとうございました。手が挙がっております、どうぞ。

○委員

時間がないところ、すみません。私もまだ成年後見に対して、これは諸刃の剣のような気がしております。権利擁護と権利侵害が背中合わせになっているというような危険性もあるのかなと思っています。

まず、後見類型になる人がほとんどだというところです。その人の能力にかかわらず、後見を申請して後見類型になる人が多過ぎるのかなと思います。 それから今、信託を非常に勧められますが、本人が人生のどういうところにお金をかけたいのか、どういうところでお金が必要になるのかというとこ ろがなかなか理解されずに、信託という形である一定のまとまったお金が裁判所の指示書がないと使えないというようなこともあります。また、後見人と意見が合わないというときに、後見人を簡単に代えることができないということがあります。

ですので、やはりまだまだ成年後見に対しては、ここに書いてある本人との信頼関係の構築というよりも、その仕組みがまだきちんとできていないという気がして、私自身も成年後見の利用を勧めたい、自分も利用したいとはまだ至っていないのが実情です。課題はたくさんあると思います。

○会長

ありがとうございます。成年後見制度そのもののあり方の議論はずっと発足以来しているわけですが、一方で、専門職後見と親族後見と最近出ている市民後見というものもあり、後見という概念がある種のパターナリズムと結びつくと、本来の権利を擁護することとやや乖離があるという気もします。

これは、専門職でさえお金を使い込むという事案があり、弁護士、社会福祉士、行政書士といった専門職はそういうことはしないという前提なのですが、どうも新聞を賑わすような事例が頻発しております。紛争性のあるものについては市民後見人という議論がございますが、ただ、市民後見は何をしたらいいのかということについて、きちんと法務省も裁判所もあまり関心がないのかと思います。成年後見については、厚生労働省の地域福祉課の中に推進室ができ、基本的な根っこの部分での理解も含めて引き続き協議をしていただけるということでございますので、これらについては、障害者支援の根幹に触れたような話でもあり、また改めて時間を取って議論ができればと思います。

ちょっと時間が押しており、申し訳ございませんが、次の議題に移りたい と思います。これも大事な議論で、第5期の自立支援協議会のあり方につい て、事務局で案をまとめておりますので、資料4の説明をお願いします。

○事務局

資料4の説明

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。基本的には、新しい専門部会の新設と任期の調整について、ある種の諮問機関的な役割を果たしておりますので、障害福祉計画等のサイクルにうまく合わせるというのが骨子だと思いますが、いかがでしょうか。

新設の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの部会というのは、ある意味では全部に関わるのですね。そういう意味では、非常に横断的な役割を果たすものかと思います。高齢者支援のことが話題になっておりますが、これはもともと介護保険の話から始まった地域包括ケアを、社会福祉法の改正によって、全ての福祉、地域生活課題の解決、それから相談援助、支援のあり方を強化していくものとなっています。これを横展開と呼んでおりますが、最近はこれに加えて地域共生社会という言い方を国はするようになって

おります。地域包括ケアシステムの発展、深く掘り下げるというような言い 方で国は使っているわけですが、障害のほうもそういう形で議論を深める必 要が起こってきているということです。

地域包括ケアというのは、一方で地域づくりの話、他方で包括的支援という言い方をしておりますが、医療、介護、看護、それから権利擁護、生活支援といったことを包み込むような、あるところでは地域丸ごとケアという言い方をされる方もいらっしゃいます。今まで個々の障害特性に合わせた非常に細かな形で対応をしてきたのですが、その上でそれを包み込むような支援のあり方という考え方になりつつあり、それを含めて議論していただく場をつくろうということかと思います。

よろしいでしょうか。もう少し議論をいただきたいところですが、次もございますのでこのあたりで終わらせていただければと思います。

委員の任期についてご了解いただき、また、新しい部会についてもご了解 をいただいたということで、新しい体制をこれから準備していきますので、 引き続きよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、事務局のほうで最終的な案をつくり、皆さまにお示しさせていただくということで進めさせていただきます。

最後のほうは駆け足で大変恐縮でございましたが、とてもご熱心な議論を いただきました。

委員の皆さまからほかに何かございますか。ないようですので、第4期の第8回障害者地域自立支援協議会を終了いたします。進行の不手際もございましたら、お詫び申し上げます。どうもありがとうございました。

以上